

# 五所川原市総合教育会議の運営に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する五所川原市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

## (会議の招集)

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

3 市長は、会議の議長となり、議事を整理する。

## (招集の通知及び告示)

第4条 市長は、会議を招集するにあたり、会議を開催する日時、場所、会議に付すべき協議事項を開会日の7日前までに告示し、構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、これを省略することができる。

## (意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議に関する意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれのあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

## (傍聴)

第7条 会議は傍聴することができる。ただし、議長は、会場等の事情により傍聴人の人数を制限することができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、受付簿に自己の住所及び氏名その他議長が必要と認める事項を記入し、所定の席に着かなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - (1) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が傍聴を不適當と認める者
- 4 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 私語、談話、拍手等をする事。
  - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
  - (4) 飲食又は喫煙すること。
  - (5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み、使用すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること。
- 5 傍聴人は、会議を公開しないこととしたときは、退場しなければならない。
- 6 傍聴人がこの要綱に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命じることができる。
- 7 傍聴人は、議長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録)

- 第8条 会議の終了後は、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、非公開の会議の議事録は、公表しない。
- 2 議事録は、議長が指名する2人の構成員が署名しなければならない。

(事務局)

- 第9条 会議の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月7日から施行する。